

れるのであります。併し茲に問題として居りますのは、そんな事務的形式上のことを言ふのではないのであります。行動に於ける心理上のことと言ふのであります。天皇を媒介として諸機関の心理的帰一と云ふことは、實に我が國の今日の三権分立の制度の下に於て最も注意すべきことではあります。帝國憲法改正案に依れば、此のことが注意されて居りませぬ。反対せざるを得ませぬ。

第七、「ポツダム」宣言の趣旨を誤解して、之に依り我が國が君主國より民主國に転じたものと思ひ、又さう転じなくてはならないものとなつたと思つてはなりませぬ。憲法改正案に依りますれば、右の誤解を基礎として居ると思はれる節があるのであります。尤も之に付きましては、私は本會議に於て私の質問の場合に一言致しましたけれども、事は極めて重大であり、又其の当時は明かにして居ない点もありますから、御許しを得て茲に再び申述べたいと思ふのであります。

我が國が受諾した「ポツダム」宣言の条項を忠実に実施するることは言ふ迄もありませぬ。同宣言は第十項に於て、日本國政府は日本國人の間に「デモクラチック」傾向の復活強化することに対する一切の障害を除去すべきであると声明して居ります。又第十二項に於て、是等の目的が達成せられ、且、自由に表明された日本人の意思に合致して平和的傾向の、又責任ある政府が樹立せらるゝ時は、直ちに聯合國の占領軍は日本國より撤収せらるべきであると声明して居ります。之に依り我々は次の義務を負ふて居ります。其の義務の一としては、我が國に於て、今後、我が國の社會生活一般に於て、「デモクラチック」の傾向が復活強化せられなくてはならぬ、「デモクラチック」と云ふのは、社會生活に於て皆が共に其の意思に依つて其の態度を定める、所謂共意主義とで

も言ふべきことであります。又其の義務の二として、我が國に於て我々日本國人が自由に表明した意思に合致した平和的傾向の、又責任ある政府が樹立せられなくてはなりません。是は我々の社會生活の仕方を定める根本的態度に關することであります。以上のことは……右の前のものは、一般に我々の社會生活の仕方のことでありまして、独り政治生活の仕方のみに關することではありません。其の事が特に政治生活の面に現れて、右申しました中の後のものとなるのであります。此處では此の後のものゝことを問題とするのであります。

之に依りますると云ふと、我が國に於て平和的傾向を有し、又責任ある政府が樹立せられなくてはならぬのであります。さう云ふ政府は我々日本國人が自由に表明したる意思に合致するものでなくてはならぬのであります。是は「ポツダム」宣言は、我が國の政府が平和的傾向を有するものでなくてはならぬし、又責任あるものでなければならぬとすると共に、其の政府が日本國人自身の意思に合致して樹立さるべきものであります。茲に換言致しますれば、平和的傾向を有し、又責任ある政府の樹立される方法は、我々日本國人自身の意思に依つて定めらるべきものとして居るのであります。實に我々日本國人の自律的努力を要求して居るのであります。茲に日本國人と申しますのは、いつかも申上げましたやうに、「ジャパニーズ・ピープル」と云ふのぢやない。日本國を構成して居る所の人間、此の「ジャパニーズ・ピープル」と云ふのは、或一部の人の誤解して居るが如く、君主と対象（「対照」の誤か、佐々木附記）の意味に於て国人（「民」の誤か、佐々木附記）と言ふのぢやない。日本國を構成して居る所の人間、君主とか國民とか云ふを見たものではない。それ故に之を日本國民と訳すのはいけないのであります。日本人でありますのが、さう云ふ意味に解釈しなくてはならぬし、此の事は「ポツダム」宣言の条項自身の解釈から

も出て来ますると共に、終戦に当りまして、我が国と聯合国との間に交渉されました所の、其の外交の文書からも出て来るのでありますけれども、それを詳しく申上げることは止めて置くのであります。要するに、即ち我々日本國（「日本人」の誤か、佐々木附記）自身の意思に依つて、決して日本國の君主に対する国民と云ふやうなものではない、日本國を構成して居る日本國人の意思に依り、さう云ふ即ち民主（「民意」の誤か、佐々木附記）主義的な政府体制を作らなければならぬと云ふことに相成つて居るのであります。でありますから若し「ボツダム」宣言と云ふものゝ受諾の義務と云ふやうなことから何か、我が国が既に君主國から民主國に転じたものであると考へ、或は又必ず君主國より民主國に転じなくてはならないものと考へるならば、それは非常なる誤解であると思ふのであります。此のことは、私は此處に於きましても、又委員会に於きましても、政府の御方に御尋ね致しまして、「ジャパニーズ・ペーパー」と云ふのは、私の申上げました如く君主との対象（「対照」の誤か、佐々木附記）に於ける國民と云ふ意味ではない。私の言葉を許すならば、日本國人と云ふやうな意味であると云ふことに御同意を得て居るのであります。それでは第七であります。

第八、我が國の政治的基本性格たる國体の変更は、延いて結局精神的、倫理的方面より見たる國柄、即ち別の意味の國体の変更を來す危険があると云ふことを忘れてはなりません。帝國憲法改正案に依れば、是が忘れられて居ります。

帝國憲法の改正案に依りまするならば、万世一系の天皇が、万世一系たるの故に統治權を總攬せられると云ふ事実を変更するのでありますて、其の事実を國体と呼ぶと云ふ意味に於ては、國体の変更を來すものであると云ふ事は私共が申す所でありまするのみならず、是は政府も先達てさう云ふ意味に御認に相成りました、さう云ふ意味に於ては國体の変更があると云ふことは御認になつたのであります。専しく申上げることは、遠慮致しまして、一口に申しますれば、精神的倫理的方面より見て、我が國の國柄と、斯う云ふ意味もあるのであります。前の意味の國体と云ふ事実は、是は政治の様式より見た我が國の國柄であります。斯う云ふ風に「國体」と我々が言葉で呼んで居りまするのに、右の二つの事実の区別のあることは明かにして置かなくては問題の混雜を來すのであります。此の頃國体に関する色々な議論がある中に、恐らく此の二つのことをはつきりと區別せずに其の議論を出発せしめて居ることが混雜を來した原因の主なるものであるかと私は思ふのであります。そこで政府の御方は、右の中の政治の様式より見た國体は憲法改正案に依つて變更はした、成る程さうであるが、精神的、倫理的の方面より其の議論を出発せしめて居るのであります。元來初めから問題として居るのは政治の様式より見た國体は變更しないと申されて居るのであります。元來初めから問題として居るのは政治の様式より見た國体は變更しないと申されますが、其のことは變つたと仰しやるのでありますから、それは暫く別と致しまして、次に更に進みまして、然らば、所謂精神的、倫理的の方面より見た國体なるものが、政治の様式より見た國体の變更に依つて何等影響を受けないのであるかどうかと云ふ問題であります。

凡そ國家を成して居りまする所の人間の社會に於て、其の精神的、倫理的の状態が政治の様式と密接不可分離の關係のあるものであることは言ふ迄もありません、殊に我が國に於きましては、万世一系の天皇が統治權を總攬せられて居り、而もそれが一に民意を尊重せられ、又政治の責任に（「の」の誤か、佐々木附記）帰着する所を明か

にすると云ふことを重んぜられて居ると云ふ、さう云ふ事実が我々社会生活に於ける精神的な作用、倫理的な作用に非常に大なる影響を与へて居ると云ふことは何人も否むことは出来ないであります。影響を与へて居ると申しますよりも、我が國の精神的、倫理的の方面より見たる國柄、即ち別の意味の國体と言ひますものに於ても、其の要素其のものゝ中に万世一系の天皇が統治権を總攬せられて居ると云ふことを重んずる観念が含まれて居ると思ふのであります。影響どころぢやない、精神的、倫理的の意味の國体と云ふ觀念の要素の一つとなつて居るのであります。でありますから、万世一系の天皇が統治権を總攬せられると云ふ國柄が変更しますれば、精神的、倫理的方面より見たる國柄も変更せざるを得ませぬ。前の意味の國体が変更するのは、後の意味の國体の変更に影響を与へずしては置かないであります。それは決して國体と云ふ言葉の意義ぢやないであります。其の言葉の示す事実の問題であるのであります。政府の説明せられる所に依りますれば、今回の帝国憲法改正に依つて即ち國体が変更したとするも、精神的、倫理的の方面の事実たる國体、ちよつと御断り致しますが、精神的、倫理的方面と云ふ言葉を御使ひになつたかどうかは覚えて居りませぬが、實質的にはさう云ふ意味の國体は変更するものでないと仰しゃいましたけれども、私は茲にさう云ふものぢやありません。實際的には皆関聯し一体となつて居る。此のことが今回の國体論に於て忘れられて居ります。又別々のものとして引離して居る。我々の社會生活は、そんな觀念的に、概念として區別し得るやうな、さう云ふものぢやありません。實際的には皆關聯し一体となつて居るのであります。故に此の政治様式から見た所の國体と云ふ事実が變りまするならば、精神的、倫理的方面から見た國体と云ふ事実にも、今はさうでなくとも何時かは自ら影響を与へると云ふ危險があることは十分あるだらう

と思ふのですが、今回の改正案に於きましては、此の点が忘れられて居ると思ふのであります。反対せざるを得ませぬ。

第九、我が國の今後の平和主義的、道義的の使命は、我が國家の個性を基礎とする活動に依らなくては、之を達成することは出来ないと云ふ点が注意されなくてはなりません。帝国憲法改正案に依れば、右の注意が不十分であると思ふのであります。

我が國家は、今後國內生活に於きましても、國際生活に於きましても、平和主義的、道義的國家として、人間社會の平和、道義を実現することを使命とするのであります。其の使命を達成するには、我が國家の個性に基盤を置いて、そして活動するのではなくては、到底有効なる結果を齎すことは出来ないのであります。固より人間は、総ての社會の人間が普遍的な性質を持つて居ることは言ふ迄もありませぬけれども、今日斯くの如く幾多の國家が相分れて、各々其の國家群として社會生活をなして居りまする以上は、其の活動の様式に於きましても、必ず其の國家々々に存在して居りまする所の個性に基礎を置かずしては、其の活動は結局無効に終ると思ふのであります。此のことにつきましては、もう時間もありませぬから詳しく述べることを止めて置きます。此のことは唯、我が國の國內生活のみでなく、國際生活に付て特に感ずるのであります。それで世界の人間は、皆一様に平等（「和」の誤か、佐々木附記）的、道義的の社會生活の実現に努力しなくちやならぬのでありますけれども、併しながら其の努力は、各國家々々に特別なる所の個性に相応しきものでなくては、到底其の効果を挙げることは出来ないと思ふのであります。将来我が國が從來の誤れる所の國際的態度を改めて、大いに世界と相提携しまして、平和的道

義を実現すると云ふことは当然のことではありまするが、それであればある程、我が國の活動の状況を、我が國の個性に適合したものとせなくてはならないと考へるのであります。此の点に於きまして、帝国憲法改正案では、少しく其の用意が不十分であるかと思ふのであります。反対せざるを得ませぬ。

第十、帝国憲法改正案を一体として見て其の可、不可と云うことは、それ自身では、私の判断する立場に於きましては、帝国憲法改正案の個々の条項の可、不可を決定するの材料とはなりませぬ。帝国憲法改正案の条項を個別のものとして見ます時は、可なるものも不可なるものも色々あります。私の大いに賛成するものも決して少くはありません。併しながら何れに致しましても、今回の如き改正案に対する判断と致しましては、之を全体として、一体として見て、其の可否を決定しなくては、ならぬと私は思ふのであります。私が今回の改正案中、可とするものがある、従つて其の点に於ては賛成するものがありましても、而も全体として其の改正案を不可とするのは已むを得ない。斯う云ふ意向であります。其の理由は、前刻来申上げた通りであります。

最後に感想に付て一言することを許して戴きたいと思ふのであります。以上、私は今回の憲法改正案を不可とするの意見を述べました。憲法は言ふ迄もなく、國家の根本法でありますから、一度それが成立しました以上は、それが正当なる批判を受け得ることの差支ないことは勿論であります（「が」の脱漏か、佐々木附記）、併しそれが所定の手続に依る改正を経ない限りは、兎に角實際の行動に於ては、今回の改正案を遵奉して、之を我々の行動の準則とせなくてはなりません。でありますから、それが成立するに至る迄は、我々は真剣に其の可、不可を研究しなくてはならないのであります。殊に曩に司令部の方面から声明せられたる所に依りますれば、我々国

民は今回の改正案に付て忌憚なき意見を公表することを許されて居る。許されて居るどころぢやなく、求められて居るのであります。若しそれにも拘らず、我々が今日反対の意見を持ちながら、之を公表しませぬならば、或は恐る、此の司令部なり、或は聯合国、更に進んでは世界一般が、此の憲法には、日本国民が總て反対でないのだ、総て賛成して居るのだ、反対の者は一人も居ないと云ふ風に解釈されても致し方がありませぬ。其のことは唯理論的に致し方がないと云ふのではない。是は實に我が國の将来の國際的活動の上に於て、非常に重大なる意味のあることを思ふのであります。故に私は此の点から致しましても、苟も反対の意見を持つて居る者は、はつきりと公の壇上に於て反対の意見を表白して置くことが實に我が國家の國際的の将来の發展に非常に有益なことゝ考へるのであります。（拍手）

今回の帝国憲法改正案が成立致しますならば、今日まだ我々が持つて居りまする所の帝国憲法と云ふ法典は、實質上消滅に帰するものであります。帝国憲法と云ふ名も消滅致します。新たに日本国憲法と云ふ名を以て発布せらるゝであります。又國家の公の名たる国号も、大日本帝国ではなくなりまして、日本国となるのであります。今回の帝国憲法改正案は、帝国憲法廢止の名を捨てゝ、其の実を取つたものであります。帝国憲法は皆さんの御存じの通りに、明治天皇が、長年月に亘り、我が國の歴史に徴し、外國の制度の理論と實際とを調査せしめ給ひ、其の結果に付、御裁定になつたものであります。其の根本は、政治を民意と合致して行ひ、又國民の自由を尊重して政治を行ふと云ふ原理に立つて居るのであります。加之、明治天皇は憲法制定の事務を御考になつたのみでなく、御一個（「己」の誤、佐々木附記）として、明治維新以来夙に民意政治を原理とするの必要を思はせられまして、さ

うして其の御教養の為に、或は我が国の学者を招いて外国の書を講ぜしめ給ひ、或は或侍臣を「イギリス」に派遣せられまして、其の制度を研究せしめ給うたのであります。又嘗て「アメリカ」の第十八代大統領「グラント」將軍が職を退いて、世界の旅行に上られ、我が国に寄港せらるゝや、明治天皇は特に國賓の礼を以て之を迎へ給ひ、所謂聖主英雄会見の場面と称せられて居るのであります。其の際「グラント」將軍より、我が國憲法制定の方針の大本に付て、言葉短くではありますけれども、進言する所があつたと伝へられて居るのであります。又後に有栖川宮殿下に國憲制定の命を下されました時にも、参考にしろとて、先刻申上げました「イギリス」に派遣せられた一侍臣が、「イギリス」より御土産に持つて帰られました所の所謂「トッド」氏の「ペーリアメント・ガヴァメント」、議会政治と題する所の書物を有栖川宮殿下に参考にしろとて御下賜になつたと伝へられて居ります。

明治天皇が唯政治的の事務として帝國憲法の制定のことに御尽瘁あらせられたのみでなく、其の御準備として、或は又御一個（「己」の誤、佐々木附記）の御修養として、如何に民意政治、立憲政治のことに御軫念あらせられたかと云ふことは、實に拝察するに余りあるのであります。独り歐洲大陸流の思想のみならず、英米流の思想をも御研究になつたことは、是で明かであります。而も我が國の個性の守るべきものは之を守られ、捨つべきものは屑よく之を捨てられて居るのであります。伝ふる所に依りますれば、前に申しました「アメリカ」の「グラント」將軍は、明治天皇と会見の際、明治天皇に対し奉り、日本にも転て憲法を制定せらるゝことであらうと考へるのであります。日本の憲法は日本の歴史習慣を基礎として制定せらるゝことが望ましいと申上げたので、明治天皇も御喜びになつたと云ふことが我々に教へられて居るのであります。斯くの如きことを長々と申上げると云ふと限り無量であるのであります。

がありませぬけれども、もう一つ申上げなくては氣の済まぬことがあるのであります。帝國憲法の草案が成りましたて、枢密院の議に付せられ、連日親臨、審議せられたのであります。或日宮内省の者が、當時議長でありました所の伊藤博文の所に來り、何事か述べました。伊藤議長は天皇の前に罷り出まして、何事か申上げました。けれども、天皇は其の儘審議を進められました。聞く所に依りますると云ふと、当日一皇子の御不幸のことがあつたので、宮内省より伊藤議長に通知し来り、伊藤議長は天皇に此のことを申上げて、御退座を御願ひ申上げましたが、天皇は之を却けさせられ、當時審議中でありました所の或条項の審議が終つてから初めて御退座になつたと云ふことであります。之を聞いて、我々は果して如何なる感を懷くでありますか。加之、我々の父祖たる先覚国民が、此の明治帝國憲法の制定を冀う時に、当路の忌諱に触れまして、或は獄に投ぜられ、或は財産を抛ち、或は時に生命を抛つた者が實に枚挙に違がないのであります。斯くの如く、上に聖天子あり、下に愛國先覺の國民あり、又事務的に精励の當局あり、斯くの如く上下一致して長年月の努力の結果、漸くにして成立しました所の帝國憲法が、其の發布以来今日に至る迄幾十年、是が如何に大いに我が國の國家の發展、我が社会の進歩に役立つたかは、茲に喋々する迄もありません。其の憲法が今一朝にして勿々の間に消滅の運命に曝されて居るのであります。實に感慨無量であるのであります。

翻つて思ひますれば、現内閣が前内閣の志を継がれて、今回の帝國憲法改正案を帝國議会に提出せられてより今日に至る迄、或は説明に、或は其の維持の為に、多大の努力を払はれたことは、私の衷心、敬意を表する所であります。固より私は此の案に反対する者でありますけれども、此の諸公の苦衷の存する所は能く分つて居ります。

衆議院に於きましては先に可決致しました。我が貴族院に於ても久しく審議を致し、今將に其の議決に至らんとして居るのであります。斯かる憲法案と云ふが如きものに付きましては、出来るならば、一人の不可とする者の存在せざることが勿論望ましいのであります。私も固よりさう云ふことは分つて居る。内閣の諸公、我が貴族院の議員諸君も同様であらうと思ふのであります。併しながら私は前に述べました所の意見に依りまして反対の意を此處で表明せざるを得ないことに相成つたのであります。実は誠に苦痛の至りであります。若しそが為に我が貴族院の同僚諸君の御気持を損うやうなことがありましたならば、私は唯々、諸君に向つて私の頑愚なるを笑つて御許し下されんことを御願ひするのであります。斯かる強く、又弱き思ひを懷きながら、私は今此の壇を降るのであります。（拍手起る）

右は、去昭和二十一年十月五日、帝国議会貴族院に於て、帝国憲法改正案につき私の試みた演説の速記そのままを掲げたものである。但し明に誤脱とおもわれるところについてはその旨を附記し、行を新にすることが適當だとおもわれるところはこれを新にし、片仮名を平仮名とした。又、仮名遣は旧仮名遣によることとした。（昭和二十一年十月六日官報号外第九十回帝国議会貴族院議事速記録第三十九号五〇一頁及至五〇九頁参照）。帝国憲法改正案は、帝国憲法を全面的に改正し、改正されたものを日本国憲法という名を以て公布しようとするものであつた。

○

憲法改正について、私は、貴族院で、四つの機会に発言した。第一の機会としては、吉田総理大臣の施政方針に対する質問の中に於て、私は帝国憲法改正のことに言及した。第二の機会としては、帝国憲法改正案が貴族院に上程された時、私は帝国憲法改正案の定むる事項を全体的に見て、質問した。第三の機会としては、帝国憲法改正案

が帝国憲法改正案特別委員会の審議に移された時、私は、帝国憲法改正案の定むる事項を個々のものとして見て、質問した。第四の機会としては、帝国憲法改正案が特別委員会を離れて本会議に移つた時、私は、同案反対の意見を演説した。この演説の速記が前に掲げたものである。帝国憲法改正案そのものよりいうと、先づ帝国憲法改正案を一般施政方針の問題として取扱う見地と、帝国憲法改正案そのものとして取扱う見地とを分つて、発言の態度を定めた。前示第一の機会に於ては帝国憲法改正案を一般施政方針の問題として取扱い、第一、第三、第四の機会に於ては帝国憲法改正案を帝国憲法改正案そのものとして取扱つた。そして、帝国憲法改正案そのものとして取扱う場合に於ても、第二、第四の機会に於ては帝国憲法改正案の定むる事項を全体として取扱い、第三の機会に於ては帝国憲法改正案の定むる事項を個々のものとして取扱つた。

右の第一、第二、第四の機会に於ける発言については、その草稿をつくつておき、第三の機会に於ける発言については、その骨子の覚書をつくつておいた。草稿をつくるにしても、論文体のものにするのと、演説体のものにするのと、異なること勿論だが、第四の機会たる本会議に於けるものについては、演説の口調そのままの草稿をつくつた。帝国憲法改正案という重大事に關する演説であるのみでなく、その案は既に衆議院を通過して貴族院に送付されたものである上に、貴族院内に於ても賛成大勢と明に推察されていたので、かかる場合の、しかも反対の演説であるから、その内容を極めて慎重にくみ立てなくてならぬのであつた。

この反対演説の腹案は帝国憲法改正案特別委員会の終りがけには出来ていた。が、これにもとづいて演説の草稿を起すことはまだしなかつた。帝国憲法改正案特別委員会の審議に参加しても、当初の一応の消極的判断を翻すべき

き材料を与えられず、審議の進むにつれ却つて、矢張反対せざるを得ない、と決意するようになつたのであるが、併し、反対の意をいかなる形で表すか、ということについて尚お考慮していた。いわゆる大勢は賛成ということにきまつてるとおもう帝国憲法改正案のことだから、出来るならば反対がなく、あつても成るべく少いがよい、ということはわかつてゐるけれども、ただわけもなく賛成するが如きことは議員の職責がこれを許さぬから、国家の為是と信ずるところに従うの外はない。私は所信通り反対の意思を表示することに定めた。どうして表示するか。賛成者起立の場合に起立せぬとか、記名投票の場合に青票を投げるに止めるか、又は、それ以上は黙つてゐるか、又は、進んで反対の演説をも為すか。反対の投票をも為すが、それのみに止まらず、壇上に起つて反対演説をも為すか。反対の投票をも為すが、それ以上は黙つてゐるか、又は、進んで反対の演説をも為すか。反対することと反対の演説をも為すこととは、二つのことである。公的に重大な意味を持つ問題だと私は思つた。しばらく考えた末演説をも為すべきである、と決した。国内及び国外の両面に於ける意味を思つたのである。私が反対の理由を明にすることは、わが国民に取つて参考となるにちがいない、と思つた。又、これにより、国外に向ても、かくかくの理由で反対する国民もある、ということを示しておくことは、国外の人々にわが国の眞の姿を知つてもらう為によい、と思つた。やはりハッキリと演説すべきである、こう強い気持になつたのである。尤も、それまでに、首相や某國務大臣と会談した或機会に得た感じから、時折、反対の投票だけですましてよいではないか、という弱い感情のまじり出ることもないとばかりはなかつた。又、私ども反対者の身辺について馬鹿げた噂のあることを耳にしたこともあつた。併し、こんなことは結局私を動かす力とはならなかつた。私は反対の投票をも為すと共に、反対の演説をも為すことに決した。帝国憲法改正案特別委員会が修正案の審議に入つた頃であつたろう、貴族院の廊下

で、或る議員——曾て某政党の領袖であつたし、再三大臣となつたこともあり、時には一部の人々の間に総理大臣の噂にも上る老政治家——に出会わした時、「演説しますか」と問われたので、「します」と答えた。その声は強い力をふくんでいた、と後で自分自身でも思つた。その、演説と単にいうのは勿論反対演説のことである。右の議員君は本会議や委員会で私の発言を聞いてゐるので、私が反対の意見を持つ者である、ということはよく知つていたのである。

○

演説するとなると正確に草稿をつくりたいと思つた。総理大臣の施政方針に対する質問や帝国憲法改正案に対する質問の場合に、演説の草稿を文章にしたのとはちがい、演説する句調そのままのものを正確に文にして置こう、と思つた。特別委員会も終に近づく頃取かかつたが、委員会への往復その他の雑用の為、案外手間取つた。その中に特別委員会も急いでかたずけることとなり、十月三日から四日にかけて、五日本会議上程のことにきまつたと知つたので、前の草稿を急いでしあげる必要が起つた。

十月四日午後、私は一人明治神宮へ参拝した。私が、議員としての私にとつては最大のものと思われる役目をつとめる、明日の日、私が、ただただ清淨の心になりきることの出来るよう、祈願したのである。やがて拝辞しようとする時、天氣の少しくもつてゐることに気づいた。帰る途すがら、前年十一月二十四日のことに追憶が及んだ。二十四日は、憲法改正に関する奉答の任を了えた日の翌日、御進講の任務を果して明治神宮え参拝した日なのであ

る。同じく森敵の気の満つる社頭ながら、ぬかづく老書生に迫る秋の声は、今年と去年と、自ら別の感じをさそりのであつた。この日、議院より神宮え、神宮より宿え、かなり長い道を、一友の好意により車で往復することの出来たのはまことに有り難いことであつた。

宿え急ぎ帰り、明日の演説の草稿を書きつづけた。意外に時をとり、夜の十時過漸く一応脱稿したので、安心して寝についた。夜半いつもとは少し早めに眼がさめた。五日暁の四時頃であつたであろう。洗面して演説の草稿を閲読すること二度、まだ意に満たぬところが残つてゐるけれども、果てしがないのでやめた。それからゆつたりと余裕ある心持で、全く仕事から離れ、趣味の書など雑読した。そのうち窓の外もあかくなつた。食事をすましてつくねんとしていると、宿の人が、車が来ました、と告げに来た。電車内で立ちながらかなり長い間通うことは毎日辛抱しているけれども、今日の演説の前には電車内で落つきをみだされではならぬと思い、必要の時には車の都合を心配しようと、かねていうてくれている或る友の、車をかりることにしてはいたのである。時刻は早いけれども車で登院した。悉く思つた。

私の演説が終ると議場にかなりはげしい拍手が起つた。私は意外の思をした。後になつてからの話であるが、あのような拍手は珍しい、と事務方面の一人は私に告げた。私につづいて、五日と六日と両日にわたり討論があり、採決に入つた。勿論予期通り帝国憲法改正案は大多数で通過した。貴族院では、衆議院と異なり、投票を記名とせずただ起立に問うたので、賛否の数は判明しないが、反対者の極めて少数であつたことは、いうまでもない。拍手と投票とは別物である。

私の演説で採決の結果に影響を与えるなどとは、初めより思つていなかつた。それでも、個々の議員の中には、私の演説に特に注意を払つてくれた人がある、という事実を、後になつて、直接に知るに及び、私は感激した。演説をすまして控室に帰ると、私の傍に来て、イキナリ握手した一議員があつた。よかつたとか、よくわかつたとか、という言葉をかけてくれた議員もあつた。これらの諸君がどんな投票をしたかは別のことである。或議員は、帝国憲法改正案に賛成であることに於ては私と正反対の立場にあるが、それにも拘らず、私の反対演説には敬意を表するし、私の前途の益々多幸ならんことを祈る、と、わざわざ小さい一紙片に走り書をよせてくれた。後のことだが、一議員で、自分は實際ぎりぎりまでもまよつていたのだが、私の演説を聞いて、自分の良心に従つて遂に反対の態度をとることにした、自分の近くの人は皆賛成起立をしていたけれども、自分の良心の命ずるところ、どうもそうせざるを得なかつた、と私に告げた人もあつた。傍聴の人の感じなど勿論わかる筈はないけれども、私が演説をすまして着席すると、給仕が一枚の名刺をもつて來たが、それにはいずれも、敬意を表する、という趣旨の文句が書いてあつた。これらのこととはただ個人の気持のことであつて、採決の結果のことではないけれども、私としては感謝措くことの出来ない事実である。

然しながら、私が、無力と知りながら、敢て、壇上の人となつたのは、結果のことに関係してはいたのでない、ただ、演説することそのことの国家的の意味を感じてはいたのである。

(昭和二年一月五日)

世界平和と日本

一 平和問題に対する日本の責務

社会進展の過程において起るいろいろの事象のうち、われく人間が好んでするのでないと思はれるものが沢山あるが、そのうちもつとも著しいものとして戦争がある。戦争の無い平和の世界を恒久のものとして確立することは到底出来ないものであらうか。今日のやうに眼前には戦争を見ない時においても、所謂「冷たい戦争」が戦はされてゐる。元来戦争は自然的事象ではない、人間的的事象である。それが無いためには、自然に無くなることを考ふべきではなく、人間が無くすることに務むべきである。それは一体何人の責務であるか。いふまでもない、万国の人間の皆の責務である。が、その責務をつくすことについては、それくの国において、その国民が努力することが、今日現実の問題としては、根本の必要事である。それで、われく日本人は世界平和について、日本人としての責務をもつてゐるのである。

今日、戦争、平和といふやうな問題が何人の脳裏にも存在するに至つた原因は最近の第二次世界大戦終了後の事情にある。この世界大戦は終了して、今平和の時代となつてゐるのであるけれども、その終了後、却て、戦前におけるよりも、戦争に関する論議が一層盛んに行はれてゐる。これは奇怪な皮肉な現象である。何故かといふに、彼

の戦争は、もと／＼、世界の平和を乱すものを打倒するためだといふことを、その旗じるしとしてゐたのであるのに、その戦争が終了してすぐ又戦争の恐怖が起るのだから、彼の戦争は、平和のための戦争だとせられた旗じるしに照すと、つじつまがあはないのである。よく考へて見ると、凡そ戦争といふものは、次の戦争の原因となるべき事実を含んでゐるのではないか。さうであるならば、今日の戦争恐怖の事実を無くすることについては、彼の最近の戦争の発生に関して、何といふても責任を免れることの出来ぬわれ／＼日本人も努力せねばならない。そして、その努力は、その基礎を、単に今日目前の問題ではなく、一般に戦争を無くして平和の世界を恒久にもたらす、といふ根本の問題の解決を考へることに、置かなくてはならぬのである。

二 戰争と人間性

根本的の見地よりせば、戦争は、一般に社会事象と同じく、いろいろの点から見られるにしても、結局は人間性との関係においてこれを考へるより他はない。人間社会において、戦争の存在といふことが何らかの意味をもつてゐるものであるかといふことも、人間性との関係において考へて見る必要がある。それには戦争といはれてゐるのは如何なる行動か、を一応明かにして置くことがよい。

一の集団となつてゐる人間が、他の集団となつてゐる人間の存在を否定し、その際自分自身の存在をも賭する。これは戦争といふ行動を、その現象的形態から見るのである。ところでこの行動は何の目的で行はれるか、といふと、人間が、集団として、自分の意志を、他の集団たる人間に對して、貫徹して実現しようとするのである。これ

は戦争といふ行動を、その人間的意味から見るのである。要約していへば、人間の集団が、他の人間の集団に対し自己の意志を実現するために人間の存在——他人の存在のみでなく自己の存在をふくめて——を否定することを敢てる行動、これが戦争である。かゝる行動が人間の人間性から見て、異常のものであることはいふまでもない。何んとなれば、人間の存在は、存在することそのことのためにあるのである、他のことのためにあるのである。^{ママ}存在すべきものであるから、存在するのであり、他のことのために存在するのである。やゝ形容的な言葉を用ゐるならば、人間の存在は自己目的である。何らか他の目的の手段ではない。故に、自己目的たる人間存在を否定することは人間性に反するものである。たゞ、そのこと自身が人間存在のために必要欠くべからざるものである、と考へられる場合には、それは人間性に反するものでない、といひ得るであらう。併し、かくいひ得る場合があるであらうか。あるとすれば如何なる場合であらうか。これを知ることは極めて困難である。尤も、われ／＼人間は、人性本来より見て意味のないことでも、われ／＼が現実におかれてゐる種々の立場において、これを為すことを要求せられる場合がある。戦争についてもそれが考へられる。国家が、その国家においては適法である手続で戦争を為すことを定めた場合に、一般の国民が適法に要求せられるところにしたがつて、直接または間接にその国家行動に役立つやうな態度をとらなければならない、といふことは起り得るのである。これは人間性から見た戦争の論ではない。要するに、人間性にてらして見ると、戦争の意味を思ふことは出来ない。

然しながら、これと異り、人間性から戦争の意味を説く論もないではない。即ち、いふ、人間は闘争の本能をもつてゐる、したがつて戦争といふものはわれ／＼の本能的の行動である、故にこれを無くするといふやうなことは

不可能であると——かういふのである。しかし、これは闘争と戦争といふものゝ差違、正確にいうと、戦争における闘争といふことの特質を無視する考へである。人間が本来、闘争といふ本質をもつてゐるかどうかについて、古来哲人などの間にいろいろの論のあることはこゝでは触れない。こゝでは闘争の本能があるといふことを、寧ろ前提としていふのであるが、この意味においては、戦争は闘争であること勿論である。しかし、闘争にはいろいろあるのであつて、自他の人間としての存在を否定するといふやうなことのために行ふ闘争が、果して人間の本能であるであらうか。闘争といふことが一般に本能的のものであるとして見ても、その故に、戦争といふ闘争が本能である、といふわけには行かないるのである。古来思想家のうちにも、戦争を人間本能とし、人間社会の根蒂として避け難いものであるといふやうな見解をもつた人がなかつたのではないけれども、しかし、これは戦争と闘争一般との本質上の差違を忘れたものと思ふのである。

三 戦争と人類社会の進歩

或はいふ、戦争は人類の社会の進歩のために、必要欠くべからざるものであると。かういふ考へもある。戦争があると、その戦争に役立つやうに、有形無形のいろいろな施設その他の生活様式というものについて工夫が凝らされ、これによつて人類社会が進歩する、とするのである。この見解は可なり広く行はれてゐる、少くとも過去についてはさういへる。戦争そのものに役立つためにいろいろ新たな生活様式が行はれるのであつて、それが単に戦争そのものゝみに役立つ場合であるならば、人類社会の進歩といふことにはならないのであるけれども。それが、ま

た戦争以外の生活にも役立つことがないとはいへない。即ち、戦争がある場合に、戦争のために考へられたところの生活様式が、一般に人類の社会に役立つものとならないとは、いへない。この意味において、戦争が人類社会に進歩をもたらす、といへないこともないのである。しかしながら、元來、人類の社会の進歩といふことは、如何なることを意味するのであらうか。われくの社会生活の手段たるもの、大ざつぱにいふて衣食住に便利を与へるものが、量において、また質において、増大するといふことが、社会生活を向上せしめるといふまでもないが、しかし、たゞそれだけで社会の進歩そのものといふわけには行かない。われく人間は、人間生活のあり方について、価値があるとするものを考へる。そしてそのものが実際の社会生活においてます／＼多く実現するときに、はじめて社会の進歩があるのである。ところが、前に述べた如く、人間の存在は自己目的であるから、人間の存在をはじめから否定してかゝる、といふやうな人間生活のあり方は、決して価値ある人間生活のあり方とはいひ得ない。それであるから、戦争は、それが社会生活の便利となるやうな生活様式をもたらすことがあつても、戦争それ自身としては、決して人間の生活に価値をつけ加えるもの、即ち社会の進歩を来たすものとはいひ得ないのである。

四 戦争に導く人間の利己心と道理による解決

戦争は人間の意志の衝突から起ること前述の通りだが、如何なる方法でその衝突を解決するか。それよりも、さういふ衝突そのものを無くすることは出来ないのであるか。こんなことが、とにかく問題となるであらう。なるほど、人間の間の意志の衝突を無くすることが出来れば、戦争も起らなくなるにちがひない。しかし、実際の論とし

ては、意志の衝突といふものを無くするといふことは、今日の人間間では、出来ないものと前提して問題を考へるがよい。尤も、我が国においては、古来、彼の「和をもつて貴しとする」というやうな言葉があつて、宗教的な又は道学的な人達により、盛んに説かれている。ことに戦時においてはさうであつた。私の見るところでは、この言葉はその本来のよい意味の外に、往々誤用されて、自己の意志を率直に表示することを基本観念として存する立憲政治の発達を阻害してゐたと思ふ。人間の間の意志の衝突そのものは何ら忌むべきものではない。

その意志の衝突が道理によるのでなくして、人間の利己心に基くものであるとき、それが戦争に到るといふ程度の衝突となるのである。それには、次のことを挙げ得る。

一に、国民の国家的利己心が考へられる。国民は人間として共通の意識を有してはゐるが、これと共に、自己の国家といふ集団のことを思ふ、といふ意識をも有する。それで、個人的には、自己の国家の主張が道理上妥当を欠くと思はれる場合でも、自己の国家の主張の貫徹を快とし、少くともこれを妨げぬ、といふ意識を有する場合があるであらう。これは国民の国家的利己心である。諸国民の国家的利己心が国家間に衝突を來すのである。

二に、国民の個人的利己心が考へられる。戦争では、国家の国民一般に損害を被るのであるが、国民中或者は利益を受けることがある。その利益には、或は物質上のものもある。かゝる者は国民中の少数であらうが、それが、直接間接に、一般国民の間に戦争熱をふきこむことがある。

右の、国民の国家的又は個人的の利己心が、人間の意志の衝突を戦争に導くことのないやうに利己心そのものを無くすることが望ましいこと、勿論だが、それは、困難である。併し、人間には、利己心があるとともに、他方に

おいて、道理によつて解決したいといふ観念もあるから、右の意志の衝突の場合でも、衝突する人間の心の底には、道理によつて解决出来ればよい、と思ふにちがひない。ところで、この道理をどうして明かにするか。

国家間において意志衝突がある場合には、その各の国家は、各自の主張に道理あり、とする。さうして、一致しないとき戦争に至るのであるが、これは衝突当事者が、力によつて、道理の存するところを決して実現しようとするのである。問題はこゝにある。衝突してゐる当事者自身が、力で道理を実現しようとする、といふところに、無理があるのである。それは道理と力との関係である。力をたゞかはせて強いものに道理があるともいへない。又、道理のあるものが強いともいへない。道理の判定には客観的の標準がいる。衝突者自身の力の強弱では、道理の有無はわからない。故に、衝突当事者自身の力の試合である戦争によるのではなく、客観的方法によるのでなくては、道理を判定し、これを実現することは、出来ないのである。即ち、戦争を無くするといふ要求については、單に戦争の損害といふ、戦争の結果だけを見るのではなく、戦争により意志衝突を解決することが、道理による解決とは別の見地に立つものである、といふこと、そして、われくは意志衝突の解決は道理によるべきである、といふ根本の点に着眼しなくてはならない。この見地で、これまでの、戦争を無くする努力の迹を見てみよう。

五 戰争を無くする努力の發展

戦争を無くすべきである、といふ思想は古くからあるが、そのことはこゝには述べない。それが國家の実際上の努力となつた状況を簡単に顧みて見ることは必要である。

国家間の衝突を戦争によらないで解決すること、国家間の衝突を起さぬやうにすることは、初めは、衝突する國家又は衝突のおそれある国家——この意味で衝突当事国といふ——が対立しつゝも戦争を避ける方法をとることであつた。この努力の最初に現はれたのは、彼の歐洲諸国に行はれた権力平衡の主義であつた。ついで歐洲大国の協調主義といふものになつた。歐洲において強国が時々会合して一致した政策をとつて平和に進むといふことを行つたのである。即ち、第一次世界大戦後國際聯盟の出来たまでには、歐洲の國際政局を支配した原則として、権力平衡の主義があつたのであるが、これが新たなる世界情勢に適応しないといふので、歐洲の大国と大国との間には協調をして、この世界の情勢を調整するといふ主義が行はれてをつた。ロシア、オーストリア、プロシヤ、イギリス、ついでフランス、ついでイタリアといふやうに、所謂大国が時々会合し、協調して、なるべく戦争の勃発することを防ぐやうな方法を講じたのである。しかし、これは結局大国の独裁といふことになり、小さい諸国はそれに左右せられる、といふ結果になつたことはいふまでもあるまい。

かゝる権力平衡の主義といひ、國際協調の主義といひ、もとより世界の平和に役立つことはいふまでもない。しかしながら、これは世界の平和そのものを実現せしめるための、意識的な行動とはいへないものであつた。世界の平和そのものを実現せしめるための意識的行動として、軍備制限といふことを考へるやうになつた。その軍備制限をはじめて説いた国が今日のソ連邦の前身たるロシア国であつたといふことはある意味において皮肉ともいへよう。一八九八年の八月ロシアの外務大臣が當時露都に在つた外交団に向つて、時のロシア皇帝の「一般的平和の確保のために、国民の重荷たる過大な軍備を能ふ限り制限をする」といふ希望を述べた。翌一八九九年ロシアの外務省から

他の国に回状が發せられた。それは、軍備制限、陸海戰法規の人道的改正、仲裁裁判制度の確立に関する条項であつた。そしてこれを論議するといふので、彼の「ヘーブ平和會議」といふものを開いたのである。これが第一回平和會議と称せられるものであつた。この會議でいろいろの宣言をなし、決議や意見を発表した。これは世界平和のために世界が協同して努力しようとするこゝろみとして注意すべきことであつた。第二回のヘーブ平和會議は一九〇七年の六月に開かれたが、それに關して興味あることがある。一九〇四年アメリカ大統領が第二回平和會議の開催を提議したのであるが、時恰も日露戰争中であつたので、ロシア皇帝から、戰争終結まで延期を申入れたので、一九〇七年に第二回の平和會議が開かれたのである。この會議で、ドイツの陸軍の代表が軍備制限に反対したので、軍備制限といふ問題は遂に実現しなかつた。しかしながら世界平和を確保するためには、世界の諸国が努力すべきである、といふ思想が當時諸国の間に成立したといふことは注意するの必要がある。

然るに、かゝる努力は、單に、諸國の間に平和の思想を助成したり、軍備を制限したりすることだけでは、十分でない。諸國の間に、直接に世界平和そのものを確保する、共同の組織が出来なくてはならぬ。遂にその組織が問題となつた。そして出来た。それは、第一次世界大戦の結末としてあらはれたのである。第一次世界大戦後に成立した平和條約そのものゝ中に、その努力が現われてゐるのである。その平和條約のうちに、とくに國際聯盟といふ一篇があるのであり、その國際聯盟規約の第一条には「戦争又ハ戦争ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハズ全テ聯盟全体ノ利害關係事項タルコトヲ此處ニ声明ス」とあるのである。これは國際聯盟に属してゐる国家のいづれのものに対する戦争又は戦争の脅威でも、聯盟全体の利害關係事項であるとし、そして聯盟は、国

際間の平和を擁護するため適当であり且有効と認める措置をとるものとしたのであつて、協同の努力が、組織となつて、強く現われてゐるのである。この聯盟は何人も知つてゐるが如く、当時のアメリカ大統領ウイルソン氏の首唱にかゝり、氏は當時歐洲に出掛けたこの聯盟の規約を結ぶことに非常に努力したのである。にもかゝはらず、アメリカ自身においては、その条約が採用せられないで國際聯盟にアメリカが加つてゐなかつたといふことは、一つの悲劇といつてよいが、それにはアメリカ国内に理由ある事情があつたのであらう。そのアメリカ国でも、その力で、この度の世界大戦の終結前——それは昭和二十年四月わが国の降伏のすぐ前である——國際連合の成立を来さしめた。私は、こゝに、國際聯盟や國際連合のことを詳述するつもりはないが、次のことを一言したい。

戦争しない、といふことは、決して、意志衝突をなしてゐる当事者だけの力で決定できるものでない。できたとしても、それは、一時的、過程的のものであつて、やがて又両者の衝突を來すこととなるであらう。だから、それは、衝突当事国をも含んでの共通の地盤において活動するところの世界諸国の努力によらなければ出来ないのである。それではじめて、前に述べたやうな解決のために必要な客観的の標準に照して、衝突当事者に対して、力強く措置することができる。今日、世界は、かゝる觀念を基礎として、世界の協同的努力をする、という段階にまで進んで來た。これは、何としても、われく人間社会のよろこぶべきことである。尤も、かゝる協同的努力といふ觀念そのものは、よほど前から、法学や哲学の学者の主張してゐたところである。例へば、グローチウスは既に「戦争及び和平の法」の中に、国際的の會議を開いて、諸国間の紛争を、その會議で、利害關係なき他の國家をして、裁判せしめ、紛争当事国をして、和平の条件のもとに、平和を受諾せしむることがよい、といふ意

味のことを述べ、カントも「恒久平和」の中に、同様の趣旨の意見を示してゐる。これら思想家の觀念にとゞまる間は、世界平和のための共同組織の建設は、一の理想に止まつてゐたが、今日では、それが世界諸国の現実の行動として、とり上げられてゐるのである。わが日本国もこれに寄与しなくてはならぬ。尤もその寄与には、各國それぞれの立場があること勿論である。わが日本国は如何なる立場にあるのであるか。終戦における、協同組織に関する日本の行動に対する責任と、憲法において戦争を放棄した国としての世界的使命とがある。

六 平和共同組織に対する日本の責任

以上述べた、従来の平和のための共同組織として、曾て國際聯盟があつたし、今は國際連合があり、両者の差異はこゝには説くことをやめるが、これについて、わが日本国が一種の責任を有することを忘れてはならぬ。

國際聯盟については、わが国は、アメリカ国とは異り、その成立に参加し、これに参加してゐた。且、その関係はかなり深かつた。即ち、理事たる国の一つであつて、聯盟の費用なども特に負担してゐた。また國際聯盟に附属せられてゐた國際司法裁判所にも、初めより、わが国は常に裁判官を、選考せられて、出してゐたくらいである。しかるに、のちに、わが国は、國際活動において、公平に見て、國際條約を無視し、又國際法に違反するやうに考へられる行動を為し、國際聯盟によりいろいろの批判をうけるところとなつた、それで遂に國際聯盟を脱退するといふことになつたのである。この國際聯盟の脱退については、外国において、と角の批評のあつたことは勿論、わが国内においても賛否の意見が岐れてゐたことはいふまでもない。しかしとん角、わが国の国家的な有權的な態度

として国際聯盟を脱退するといふことになつたのは、まことに遺憾なことであつた。国際聯盟を脱退するといふことは、そのことが不可といふことに止まらずして、結局ドイツ、イタリアなどと同盟を結ぶことに向ふことである。この日独伊の同盟といふことから、この第二次世界大戦において、わが国が一方の戦争の当事者として、有力な主体的活動を為すやうになつたのである。もし国際聯盟を脱退するといふやうなことがなかつたならば、日独伊の同盟といふやうなことにも至らず、更に進んで戦争の一方の当事者になるといふことにもならなかつたかも知れない。勿論これは全て臆測に過ぎない。しかし、何れにしても国際聯盟を脱退したといふことは、わが国が協同的な平和努力への参加を離れたといふことであつて、非常に重要な意味をもつてゐるのである。前に述べた如く、アメリカも国際聯盟に加入してゐなかつたのであるが、しかしながら、これは、わが国の如く、当初から加盟しておいて、後に世界的な国際事情、ことにわが国に対する聯盟側の批判といふやうなものに関連して、国際聯盟を脱退するに至つた、といふのであつて、アメリカなどははじめより国際聯盟に加入してゐなかつた、といふやうなことは全くその国際政治的の意味が異つてゐたのである。それ故に、わが国は国際聯盟といふやうな、協同的、平和の努力の機構の存続を不可能ならしめたこと、それより引いて国際平和の傾向を弱めたことについて、責任を有するものと、考へざるを得ない。

その後、人の知つてゐる如く、歐洲の大戦がはじまつたのち、日本は右の如き国際關係の圈外にある間に、アメリカが、戦後問題委員会をつくり、例のパール・ハーバーの攻撃以来、とくに世界平和機構の問題といふものを考案するに至つて、昭和二十年の四月に、彼の国際連合憲章を決定する国際會議を開催した、そして国際連合といふ

ものが出来た。これは人の知つてゐるところである。わが国が前の国際聯盟における協同的平和への努力から自分で離れたことゝは違つた意味のものではあるけれども、併し、さういふ努力の圈外におかれてゐるといふことは、われ／＼日本人の十分反省しなくてはならないことである。

斯の如く考へてくると、わが日本は、今後、平和的協同努力機構のうちに早く加へられるやうになることが望ましいのである。しかし、これは日本と連合國との講和条約が未だ締結されない今日、到底望むべくもないものである。しかるに、この講和条約が締結されるといふことは、いふまでもなく、わが国の意志によつて如何ともすることの出来ないものである。しかし、政府者にしても、また国民としても、講和會議が出来るだけ早く開催されるといふことを希望することはもとより差支ないことである。連合國またこれを忌むはずはない。たゞ、しかし講和条約の内容については、条約とはいえ、わが国の意志が加はるのではないのであつて、一に世界の列国がこれを定めてわが国にこれを提示して要求するのであつて、わが国はたゞこれを受諾するといふことに止まるのである。故に、講和条約といふ言葉に誤られ、わが国自身の意志を加へて定められる、といふが如く解するなれば、それは非常なる錯覚である。それ故に、われ／＼国民は、この問題についても、われ／＼の国内の生活状態を秩序立て、民主的な生活が現実に行はれてゐるやうに、しなくてはならないのである。そのときにはじめて、講和条約を締結するがよいとし、またその内容においてもわれ／＼の国家的立場に十分の理解を持つことゝなるのである。われ／＼の国内の生活状態を正当なる民主的秩序におくことなくして、たゞ徒らに講和条約、講和条約といつて見ても、それは、たゞ空念仏と同一のものとなるであらう。

七 戦争を放棄した日本の世界的使命

終戦後、新たに制定せられたる日本国憲法第九条が、他の諸国の憲法と異り、特に一の章を設け、戦争の放棄のことを規定することは、わが国は勿論、外国においても、人々が、やゝ驚きの眼を以て、見てゐるところである。私は、こゝに、この憲法の条規の憲法的意味を明かに説かうとするのではない。寧ろ、これから、わが国の世界的の使命を知るべきことを、示したいのである。

憲法の戦争放棄の規定は、法の規定としては、いふまでもなく、わが国が、国家の行動として戦争をなさないといふことを定めたものである。勿論、わが国自身の行動に関するものである。しかしながら、わが国が、斯の如く、わが国自身の行動として戦争をなさないといふ憲法上の定めをなしたことは、決して、単に、わが国が戦争をなさないといふ、そのことのみに、意味あらしめてゐるのではないのである、いひかへて見れば、わが国さへ戦争をなさなければよいのであって、一般に戦争といふものが人類世界に行はれやうが行はれないが、どうでもよいとするのではない。わが国は、凡そ世界の国内に平和が存するといふことを念願するのであって、この世界の平和に役立つものとして、日本は、自ら自己の活動を限定し、戦争をしないといふ風に、放棄してゐるのである。単にわが国のみが戦争の惨害より免れるといふことを欲する、といふ意味の憲法の第九条は、戦争の放棄を規定するに当つて、とくに「日本国民は正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し」とし、以下においてそのために戦争を放棄するといふことを規定する。また日本国憲法の前文は「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する」といふことを規定する。

する崇高なる理想を深く自覚する……」といひ、又、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」といふ。即ち、わが国は、單に、わが国が戦争の惨害を免れたい、といふやうなことのみから出て、戦争を放棄してゐるのではない、世界の平和の実現に役立つやうに、先づわが国自身が戦争を放棄してゐるのである。であるから、わが国は、憲法の立前よりも、戦争の放棄については、決して自己の利益といふやうなことのみから、これを考へてはいけない。この戦争放棄の規定の基礎であるところの一般的な平和の実現といふことを考へるとき、はじめて、わが国が戦争放棄の規定を定めてゐる国だと、矜持をもつていひう討せられなくてはならぬ。

それについて、われく日本として、世界の人々に向つて希望してよいことが、いろくあるが、その主要なものの二、三を示さう。

第一に、国際的にも民主的の傾向、即ち国際的なデモクラシーが実現せられなくてはならない。これはいろくの機構において現れるところであるから、こゝに一々これを述べることは出来ない。たゞ、根本義としては、国内の機構においてデモクラシーが必要であるのみならず、国際的機構においてもデモクラシーが必要であるといふことを述べておく。例へば、国際機構における、特に大国のみに認められる拒否権といふやうなものは、十分慎重に検討せられなくてはならない。

第二に、国際交通が出来るだけ、容易に、また簡単に行はれ得るやうな方法を講じなくてはならない。例へば、国家的公の交渉に関して、国際語とか、国際文字とかといふやうなものを定めて、少くとも公の交渉においては、

これによるといふ風にすることが必要である。

第三に、物質上、偉大な破壊力をもつてゐるものを見出し、または生産するといふこと、そのことは、如何とも干渉することは出来ないが、しかし、これを戦争といふやうなものに用ひないやうに、定めなくてはならぬ。このことについては、とくに、国際連合といふものが、昭和二十年六月に出来て、のち二ヶ月足らずの間に、かの原子爆弾によつて惨憺たる破壊の目に遭つたところの、彼の広島といふ場所を領土としてもつてゐるわが国としては、十分主張し得る資格があると思ふのである。

第四に、更に進んでは、わが國のみならず、諸外国も、その国是として、憲法中に、戦争をあらしめない、といふことの規定を設けることが、望ましいのである。もとより、このことは、各国の各自の立場において定めるところであつて、そのこと自身について何もわれ／＼が要求することは出来ないのであるけれども、しかし、結局、戦争は世界の諸国が、自ら、これを行はないと決意するのではなくては、到底これを避けることが出来ないものである。したがつて、各國が自分で戦争をしないと定めることが、戦争を無くすることに対する、もつとも有効なる手段であらう。単に一国のみが戦争をしないとして見ても、たゞ、それだけでは、十分に役立つことではない。わが国は、今回の戦争において惨害をうけた国の一として、自ら「戦争をしない」と決めたのであるからして、同じことについての希望を、世界に明かにすることは、人類社会の平和といふ立場から許されるであらう。

今や世界において、平和か戦争かの問題が論議せられ、引いてわが国自身の、これに對処する態度も問題とせられてゐる。これは当然のことである。わが国において、わが国が法的に中立の立場を確立するかどうか、といふことも論議せられる。これも必要である。たゞ、注意すべきことがある。右の場合に、彼の憲法の戦争放棄の規定が引用せられることが例であつて、それも自然であるが、しかし、彼の戦争放棄の憲法の規定は、その根柢の思想において、單に、わが国が戦争の惨害の及ぶことを免れる、といふ点に着眼しているのではなく、世界をして戦争の惨害を受けしめない、といふ点にも着眼してゐるのである。このことを忘れてはならぬ。

（昭和二十四年十一月）

著作目錄

佐々木博士が執筆された数多くの著書・論文及び判例研究並びに編集された書籍・雑誌のうち、著書及び編書はそのすべてを、論文及び判例研究はその主要なものを選び、掲げた。但し、新聞紙に掲載されたものは、内容と関係なく、すべて省略した。なお、昭和一三年以前のものについては、佐々木博士還暦祝賀会編、「佐々木博士還暦祝賀記念」（昭和一三年一〇月発行）の著作目録に拠らせて頂いた。

一 著 書

書名(内容)	発行所	判型・頁数
官吏ノ不法行為ニ因ル国家ノ責任ヲ論ス	有斐閣	明治三七・九・一二
日本行政法原論	中央大学	明治四三・一・二〇
立憲非立憲	弘文堂書房	大正七・一〇・一〇
(立憲非立憲・立憲政治の道徳的意味・我が立憲制度の由來 現代の政治と信念・一票の投げ所・憲法裁判所設置の議)		四六判・三七一
普通選挙		
日本行政法論・総論	岩波書店	大正九・四・二三
日本行政法論・総論(訂正版)	斐斐閣	大正一〇・九・五
日本行政法論・各論	斐斐閣	大正一一・七・二〇
改版 日本行政法論・総論	斐斐閣	大正一一・一〇・二〇
日本憲法要論	斐斐閣	大正一三・九・五
日本憲法要論(訂正三版)	斐斐閣	昭和七・一・二・一
日本憲法要論(訂正四版)	斐斐閣	昭和八・一・二・一
日本憲法要論(訂正五版)	斐斐閣	昭和八・二・三〇
警察法概論(新法律学全集)	菊刊	菊判・七〇八
憲法行政法演習・第一巻	菊刊	菊判・七〇五
B6判・四〇三	菊刊	菊判・八二七
	菊判	菊判・九六六
	菊判	菊判・四二九
	菊判	菊判・九六六
	菊判	菊判・七〇一
	菊判	菊判・七〇五
	菊判	菊判・八二七
	菊判	菊判・七〇八
	菊判	菊判・一六六

三論 文

(註) 「我が憲法の独自性」は「独自性」と、「天皇の国家的象徴性」は「象徴性」と、憲法論文選は「論文選」と「憲法・行政法演習」は「演習」と夫々略称する。

題名	發表年月 （同上卷号 （發行所））	備考（註） 第三篇で完結
比較内務行政組織論（一） 土地收回の性質ヲ論ジテ近時ノ判決ニ及ブ	明治三八年・二月 内外論叢 明治学報	
比較内務行政組織論（二） 比較内務行政組織論（三） 軍政令ト軍司令・官庁ノ諮問義務ト命令發布ノ	明治三八年・三月 内外論叢 明治学報	
緊急勅令ノ廃止ト其ノ提出・營業ニ就テ 個人ノ公路使用権ナルモノアリヤ	明治三八年・四月 内外論叢 明治学報	
法律ノ図解 米国ニ於ケル政治思想ノ一転化 官吏カ職務違反ノ行為ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘ タルトキハ民法不法行為ノ規定ニ従テ賠償ノ責 ニ任スヘキカ	明治三八年・五月 内外論叢 明治学報	
三権分立 國際法上ノ義務ノ主体タル臣民 國家ノ作用ト三権ノ分立	明治三九年・四月 内外論叢 明治学報	
正誤ノ義務（一） 正誤ノ義務（二） 出版ト著作（一） 出版ト著作（二）	明治三九年・五月 内外論叢 明治学報	完 結

選挙取締法案ニ就テ	京都法学会雑誌 国家学会雑誌	二二・三四
選挙ノ強制	明治学報	二二・四
地方警察トハ何ゾヤ	京都法学会雑誌 京都法学会雑誌	二二・四
出版ト著作（一）	法学新報	二二・四
行政法学ノ将来	京都法学会雑誌 京都法学会雑誌	二二・六
官吏ト雇員	法学新報	二二・七
国法上ヨリ觀タル新刑法（一）	京都法学会雑誌 京都法学会雑誌	二二・八
国法上ヨリ觀タル新刑法（二）	明治四一年 明治四年	二二・九
遺族扶助料ヲ受クルノ権利ニ關スル疑義	明治四年 明治四年	二二・九
公權ト私權	明治四年 明治四年	二二・九
官吏ノ忠実ノ義務	明治四年 明治四年	二二・九
公法ニ依ル民事法系ノ変形	明治四年 明治四年	二二・九
国法上ヨリ觀タル新刑法（三）	明治四年 明治四年	二二・九
独逸民法ニ於ケル官吏ノ賠償義務（一）	明治四年 明治四年	二二・九
独逸民法ニ於ケル官吏ノ賠償義務（二）	明治四年 明治四年	二二・九
独乙ノ新結社法ニ就テ	明治四年 明治四年	二二・九
独逸民法ニ於ケル官吏ノ賠償義務（三）	明治四年 明治四年	二二・九
行政犯ノ性質ヲ論シテ警察犯ニ及フ	明治四年 明治四年	二二・九
今期議会ニ反照シタル立憲思想ノ進歩ト退歩	明治四年 明治四年	二二・九
帝国議会ノ閉会ト法律案裁可ノ期限	明治四年 明治四年	二二・九
公權ノ相続讓渡及ヒ抛棄ニ就テ	明治四年 明治四年	二二・九
公物ヲ論ズ	明治四年 明治四年	二二・九
公權ノ相続讓渡及ヒ抛棄ニ就テ	明治四年 明治四年	二二・九
	完 第三篇で完結	完 第三篇で完結
	結	結

著作目録

二二三

- 日韓覚書ト憲法
- 議事ノ報告(一)
- 議事ノ報告(二)
- 信書ノ保護
- 我憲法とシユタイン
- 独逸法曹会雑事
- 法ノ社会順応性ニ就テ(一)
- 法ノ社会順応性ニ就テ(二)
- 政社トハ何ゾヤ
- 仮装著作者の承諾に就て
- 君主に対する課税
- 議員選挙審査ノ権限ヲ行政裁判所ニ移スノ議
- 自由裁量(一)
- 自由裁量(二)
- 行政処分ノ瑕疵附行政行為ノ観念
- 五月議会ニ於ケル憲法問題
- 再ヒ所謂責任支出ヲ論ス(美濃部博士ノ改説ニ就テ)
- 責任支出問題ニ関スル美濃部博士ノ示教ニ就テ(一)
- 責任支出問題ニ関スル美濃部博士ノ示教ニ就テ(三)
- 憲法ノ改正
- 「憲法ノ改正」ニ就テ市村博士ニ答フ(一)
- 「憲法ノ改正」ニ就テ市村博士ニ答フ(二)
- 行政判決ノ参加人ニ対スル拘束力(一)
- 當造物ニ就テ
- 新聞紙の同一性の意義
- 新聞紙ノ発行禁止ト其ノ違反
- 政治に於ける反動と反省
- 東京市電ノ利用関係ハ公法関係ナリ
- 扶助規則ノ性質ニ就テ
- 特許発明ノ実施ノ許諾
- 外交調査委員会の國法上の批判
- 臨時外交調査委員会と憲法の一重大原則
- 宗教団体ノ法上ノ地位(一)
- 宗教団体ノ法上ノ地位(二)
- 法学ノ体系
- 労働者の團結権
- 大学教授の研究の限界
- 無政府主義の學術論文と朝憲系亂事項
- 第四十二回帝国議会に於ける憲法問題
- 宗教団体の法上の地位に就て(一)
- 宗教団体の法上の地位に就て(二)
- 宗教団体の法上の地位に就て(三)
- 無政府主義の學説と大学教授の職務
- 法の根本的考察(一)

著作目録

二二三

京都法学会雑誌	法学新報	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	法律新聞	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	法学志林	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌	京都法学会雑誌
二一	二六	二一	一九	八	一五	一〇	九	八	八	八	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正
一九	一七	一七	一七	一三	一三	一二	二一	一	一	一	九〇	一〇	一〇	九	九	九	九
六四〇	八七	四四	三四	四〇	九三	八七	四二	一	一	一	一〇	一〇	一〇	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正
二・	九	九	九	九	九	八	八	七	七	六	六	六	五	五	五	五	五
六四〇	一	八	七	四	四	三	四	〇	九	三	八	七	四	二	一	八	七
完	結	完	結	完	結	完	結	完	結	完	結	完	結	完	結	完	結
本	書	に	收	錄		本	書	に	收	錄		本	書	に	收	錄	

著作目録

一一八

- 貴族院の改革について（二三）
市町村の住民と公民（演習）
政治の動きと憲法（一一）
枢密顧問（演習）
保安警察・没収・予算
政治の動きと憲法（一二）
行政救済（演習）
帝国憲法に於ける法律
政治の動きと憲法（一三）
議院の議事（演習）
明治の初の法律雑誌
政治の動きと憲法（一四）
市町村行政の監督（演習）
政治の動きと憲法（一五）
行動の自由の制限（演習）
政治の動きと憲法（一六）
自由権とゆうもの（演習）
戒嚴令の適用を認むる緊急勅令を廃止する緊急
内閣の進退（演習）
行政行為に於ける多数者の参加（上）
此の議会特別の使命
行政行為に於ける多数者の参加（下）

- 政治の動きと憲法（一七）
帝国議会の会期の意味（演習）
公法上の損害賠償（演習）
議員の地位（演習）
法律の概念（演習）
我国の憲法の独立性について（一）
官吏の証言の義務（演習）
法の研究の種々の立場
官吏の懲戒（演習）
公法上の行為能力（演習）
司法裁判所と行政事の裁判
国家機関の遵法精神
我国の憲法の独立性について（四）
裁判官の地位（演習）
我国の憲法の独立性について（五）
官吏と吏員（演習）
参議・大本營
議員の逮捕（演習）

- 退官者の地位（演習）

- 政治の動きと憲法（一七）

（上）

- 此の議会特別の使命

（下）

完結

「演習（一）」に収録

- 国家総動員法の体系(九)
 経済を統制する法(一〇)
 價格等統制令違反の契約(演習)
 我が国の国家作用の種別(一一)
 国家総動員法の体系(一一)
 経済を統制する法(一一)
 帝国憲法及び皇室典範の内容上の関係(演習)
 我が国の国家作用の種別(一二)
 国家総動員法の体系(一二)
 経済を統制する法(一二)
 公法学共同研究の一方法
 総動員処分と行政救済(演習)
 我が国の國家作用の種別(三四)
 我が國私立大學の一特色とその組織
 我が國の憲法は何處にある(演習)
 我が國の國家作用の種別(五)
 国家総動員法の体系(一五)
 経済を統制する法(一四)
 統制会社の種別と其の國家への協力(演習)
 我が國の立憲政治
 経済を統制する法(一五)
 帝国憲法の精神的根源(演習)

「演習(三)」に収録
 「独立性」に収録
 「独自性」に収録

公公公公公公公公公公公公公公公公公公
 法法法法法法法法法法法法法法法法法法
 雜雜雜雜雜雜雜雜雜雜雜雜雜雜雜雜
 誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌誌

九九九九九九九九九九九九九九九九
 一〇九九九九八八七七七六六五五四四
 一〇〇九九九九八八七七七六六五五四四

昭和一七八七八七八七八七八七八七八
 昭和一七八七八七八七八七八七八七八
 昭和一七八七八七八七八七八七八七八
 昭和一七八七八七八七八七八七八七八
 一〇〇九九九九八八七七七六六五五四四

- 国家総動員法の体系(一四)
 経済を統制する法(一六)
 統制会社と公法人(演習)
 経済を統制する法(一七)
 戰時と戦争と帝国憲法(演習)
 国家総動員法の体系(一五)
 経済を統制する法(一八)
 統制会社の私法人性否定の構想(演習)
 戰争直視すべし
 経済を統制する法(一九)
 裁判所の独立と国家の利益(演習)
 非常大権(一)
 国家総動員法制の体系(一六)
 経済を統制する法(一〇)
 人文科系大学と大学の私立容認制
 非常大権(一)
 経済を統制する法(二一)
 学問といふもの(二)
 戰時と帝国議会(演習)
 学問といふもの(二)
 経済を統制する法(二二)

完
結
第五篇で完結

著作目録

二四一

家禄給与ノ出願ト行政訴訟
共同鉱業権者ノ一人其ノ鉱業権ヲ譲渡シテ後組合ヨリ脱退シタル場合ニ
於ケル他ノ共同鉱業権者ノ登録手続義務
官民有地境界査定処分後に於ける民有地買得者の行政訴訟提起
兵役召集に因る県会議員資格失格の決定の確定前に於ける召集解除と該
決定との関係
被選挙人ノ氏又ハ名ノ一部ヲ記載シタル投票ノ効力
議員候補者制度のなき町村会議員選挙被選挙権者中同一氏名を有する者
数人ある場合、其の氏名を記載したる投票の効力
土地收用補償額の決定と土地の変動価格の考慮
取引所法違反の行為に関する私法上の契約の効力
家号又は商号のみを記載したる投票の効力
水利組合会議員選挙に於ける投票の型に依る描出の認定
村税戸数割の賦課に対する異議申立の期間の経過
「専ラ公益ノ用ニ供スル家屋」の意義
本税府税賦課の確定と附加税たる市税賦課の効力
町営電灯の無料供給と公民権
公立中学校生徒教科書販売店の指定と公立中学校長の職務
町村税反別割と法律「地方税に関する件」による制限
耕地整理組合の負債に対する地方長官の認可と之に違反する行為の効力
水先人組合・其の議決及び議決に対する認可の性質
直願及び直願に対する誘惑・煽動
普通水利組合費と租税
市税の賦課徴収に関する事項を区長に分掌せしめたる場合に於ける市税
務調査局員の職務

法	法	法	法	法	法	法	法	日本法律新聞
と	と	と	と	と	と	と	と	法
経	経	経	経	経	経	経	経	学
済	済	済	済	済	済	済	済	論
誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	叢

四	一	四	一	一	三	一	一	三	一	二	二	三	三	二	二
一	一	三	九	四	四	三	三	三	二	一	二	二	三	一	三

昭和															
一〇															
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九

訴願人の争はざる投票の効力の審査
市会議員候補者の被選挙権の有無と候補者の届出の受理
選挙人に対する圧迫と選挙の規定の違反
選挙人名簿に関する異議申立と町村長の修正権
耕地整理に於ける土地の所有権の移転と耕地整理に関する権利義務の承
継
電話官房官吏の不法行為と国の責任一附、電話利用関係の性質
漁業権の性質及び漁業権者に対する町村の課税
市会議員の総辞職と繰上当選
内務省令飲食物用器具取締規則(内務省令飲食物用器具取締規則)
県会議員費用弁償規程と所得税
河川法(河川法第44条但書に依)
町村制(訴願裁決手続)
市制(審理裁判範囲)
治安維持法(治安維持法第一條に所謂結社の目的遂行の為にする行為
と結社との關係・同行為と結社の目的關係)
市制(選舉の結果に異動を生ずる場合の例示)
実用新案法(実用新案)
市制(市制百六十条ノ二第二項と所謂訓示的性質)
商標法施行規則及び清涼飲料水營業取締規則(清涼飲料水營業取締規則に所謂清涼飲料類)
帝国憲法・刑法(帝国憲法所定の住所の侵入)
土地收用法(土地收用補償金額を判定する通常裁判所の権限)
郵便年金法・所得稅法(郵便年金)

八	六	六	六	五	五	五	五	〇	四	三	三	二	六	二	二
九	八	六	六	五	五	九	八	七	三	三	五	〇	五四	一	七
九	八	六	六	五	五	九	八	七	三	九	五	〇	五四	一	七
九	八	六	六	五	五	九	八	七	三	九	五	〇	五四	一	七
九	八	六	六	五	五	九	八	七	三	九	五	〇	五四	一	七

本書に収めた諸論文は、左記の著書及び雑誌から再録し、発表年代順に配列したものである。

憲法ノ改正……………京都法学会雑誌・大礼記念号・大正四年一月

法の根本的考察……………法学論叢・九卷六号、一〇卷一号及び二号・大正一二年六月及八月

言論の自由……………改造・一六卷一号・昭和九年一月

帝国憲法改正案に對して貴族院壇上より……「憲法改正断想」（甲文社）・昭和二二年六月

世界平和と日本……………朝日評論・四卷一号・昭和二十四年一月

論文の収録に當つては、原典に忠実に従つたことは勿論であるが、ただ明らかに誤植と思われる字句のみは編集者の責任で訂正した。

写真の説明書きは、編集者が附したものである。

なお、本書の印刷などは有斐閣京都支店を通じてなされたものである。

昭和四十年二月十一日 印刷発行

法の根本的考察（非売）

編 者 祝賀記念刊行会

佐々木惣一博士米寿

発 行 所 京都大学法学部憲法研究室
祝賀記念刊行会

佐々木惣一博士米寿

著者　木越一樹
著者　木越一樹



